

廃棄物性の解釈についての通知内容

廃棄物の判断及び5要素の内容について以下のように通知されている

平成25年3月29日環産産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知

「廃棄物の疑いのあるものについては...各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、**有価物と認められない限りは廃棄物として扱う**こと。」

○同通知に示された各種判断要素の基準（一部抜粋）

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の**生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないもの**であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に**適切な保管や品質管理**がなされていること。

ウ 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

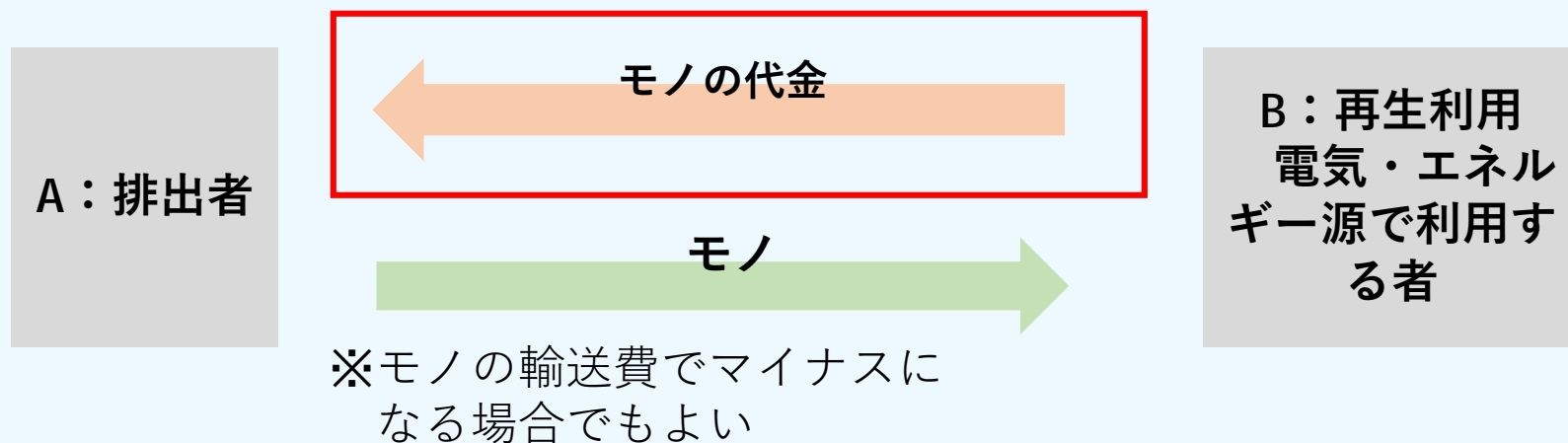
占有者と取引の相手方間で**有償譲渡**がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に**経済的合理性**があること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に**有償譲渡**する意思が認められること、又は**放置**若しくは**処分**の意思が認められないこと。

平成25年環境省通知 (再生利用、電気・エネルギー源で利用する場合)

- 産業廃棄物を再生利用、電気等のエネルギー源として利用する者に**有償で引き渡す場合**、輸送費が売却代金を上回ることによって排出者に経済的損失が生じていたとしても、**廃棄物に該当しないものと判断しても差し支えない**
- ただし、その判断にあたっては、**総合判断説による必要がある**
- また、**エネルギー源として利用が発電事業として確立・継続**しており、売却実績がある電気等の一部として利用するものであること等が必要



(参考) 「もっぱら物」

- 廃棄物であっても、いわゆる「もっぱら物」（もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物＝古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維）のみを収集・運搬、処分する場合には許可を要しない。

廃掃法における規定

一般廃棄物・産業廃棄物であっても、「専ら再生利用の目的となる物」のみを収集・運搬、処分する場合、許可を要しない（7条1項但書、同条6項但書、14条1項但書、6項但書）

環境省通知（昭和46年10月16日環整第43号）

産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

もっぱら物の定義に関する判例（最二小決昭和 56年1月 27 日刑集 35巻1号1頁）

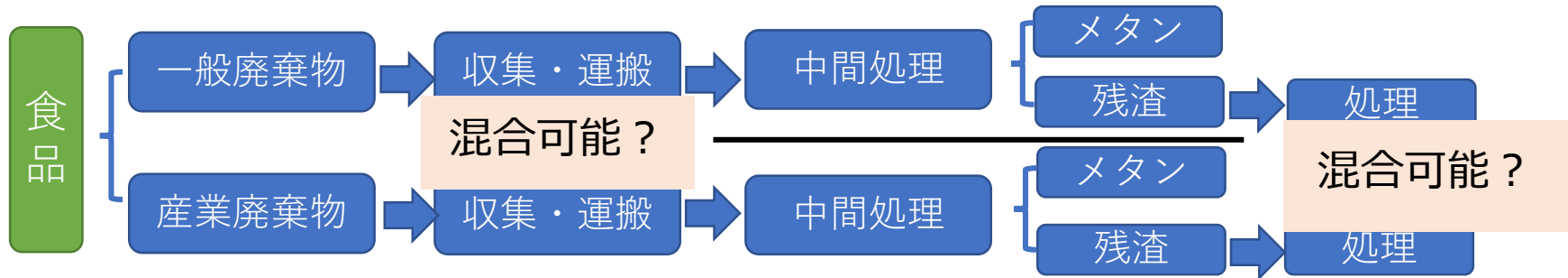
廃棄物の処理及び清掃に関する法律一四条一項ただし書にいう「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは、その物の性質及び技術水準等に照らし再生利用されるのが通常である産業廃棄物をいうと解するのが相当である。

同判例調査官解説「技術水準等に照らし」で判断することについて

「かつては再生利用がそれほど行われていなかったものであっても、技術の進歩や経済情勢の変動などにより、再生利用がそれほど行われていなかったものであっても、技術の進歩や経済情勢の変動などにより、再生利用が盛んに行われるようになること...を考慮したものと思われる」

廃掃法の運用改善（混合収集・混合処理）

- 廃棄物が同じ性状（例：食品）であっても片方の許可しか持たない事業者は、法律上他方の収集・運搬を行うことができない。
- 他方、両方の許可をもっている場合両者を混合して収集・運搬することは法で禁じられていないが、自治体によってはそれを禁じる指導を行っている場合もある
- また、同じ性状の廃棄物や受け入れ後に生じる残渣等の処理施設も分けなければならないもの（混合処理を認めない）と指導されている場合もある



14. 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理について

一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理については、混合禁止を指導する自治体と指導しない自治体とに分かれる。先に環境省に照会したところ、「混合処理については法の禁じるものではない」、「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」との回答を受けた。

一般廃棄物に係る硬直的な許可運用の例（市町村の処理能力が十分なら許可しない）

- 一般廃棄物処理業の許可要件として、市町村で行うことが困難であること（収集・運搬：7条5項1号、処分：7条10項1号）、申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること（収集・運搬：7条5項2号、処分：7条10項2号）が定められている。
- 市町村（委託する場合を含む）で一般廃棄物の処理を行えない場合でなければ許可が出されることはなく、**専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。**
- 既存の許可業者による処分が行われていることを前提に一般廃棄物処理計画が定められている場合には、**他の業者による申請は一般廃棄物処理計画に適合するものであるとは認められないという判断をすることもできる。**
- 市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、**既存事業者の営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益として保護している。**

最高裁平成16年1月15日判決（平成14年（行ヒ）第312号）

- **既存の許可業者等によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されているような場合には、**市町村長は、これとは別にされた一般廃棄物収集運搬業の許可申請について審査するに当たり、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者等のみに引き続きこれを行わせることが相当であるとして、**当該申請の内容は一般廃棄物処理計画に適合するものであるとは認められないという判断をすることもできるもの**というべきである。

最高裁平成26年1月28日判決（平成23年（行ヒ）第332号）

- 一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために**市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解される**こと、上記のとおり一定の区域内の**一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められる**こと等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、**専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないもの**といえる。
- 同法は、他の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請に対して市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る**営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む**と解するのが相当である。

廃掃法の運用改善（事業者の声）

会社	収集運搬にあたっての課題等	要望等
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・食品スーパー、コンビニ、外食業等から排出する生ごみは事業系一般廃棄物であるため、これらを受入れるには<u>一般廃棄物処理業許可が必要であるが、この処理業許可が取得できない。</u> ・事業系生ごみを原料とすることが事業採算確保の要であるが、一般廃棄物処理は市町村の専管事項であり、当該市町村から処理業許可がでないと事業用地を取得しても事業にならない。 ・市町村側が当事業に理解がないことが多く、他の市町村で発生した生ごみを自地区に持ち込むことに忌避感が強く、<u>これまで多くの市町村で許可を出さず、バイオガス発電事業拡大において最大の障害となっている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の設置許可は都道府県の認可である。都道府県が設置許可を出す施設には、市町村側も処理業の認可を出すよう緩和願いたい。
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の設置自治体外からは搬入に自治体間の協議が必要となるなどハードルがあり隣接地域の事業系一般廃棄物などの受け入れが難しくなっている。 ・処理施設運営者が収集運搬業務まで事業範囲にした方が、廃棄物（特に事業系一般廃棄物）の量、質の安定化や効率化を確保できるケースが考えられるが、現状では、<u>既存の収集事業者を守るために新規参入の収集事業許可を取り難い状況にある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の廃棄物の越境に関する規制緩和を要望する。 ・処理施設が必要とする廃棄物に特化した専用運搬許可へ門戸を開くなど収集事業許認可の緩和を要望する。
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体によっては、<u>一般廃棄物処理業の許認可に難色を示すケースがある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーに供する一般廃棄物処理業の許認可は、優先して決裁するよう自治体に通達をお願いしたい。
D社	<ul style="list-style-type: none"> ・一廃と産廃の収集運搬に関して、委託基準遵守の観点から、<u>同一車両に対する産廃運搬許可と一般運搬許可交付を行わない事例がある。</u> ・一廃と産廃の収集運搬に関して、リサイクル前提であれば許可する自治体もあるが、<u>一廃と産廃の混合収集は認めていない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両に対する一廃／産廃の取り扱い限定の解除及び混合収集の許可により、全国的にCO2削減と食品リサイクル率向上が同時に図れる可能性が高い。

一廃産廃区分による不合理な例

Q：天然繊維と合成繊維の混紡のユニフォームが廃棄物となった場合、産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかとみなすことができるか？

A：

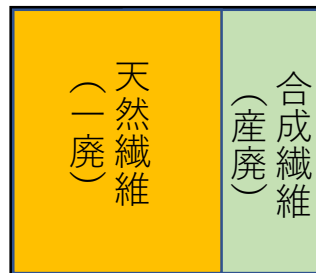
天然繊維と合成繊維の混合割合によっては、「総体として産業廃棄物」又は「総体として一般廃棄物」とみなすことができます。

しかし、天然繊維（例えば綿）50%・合成繊維（例えば6ナイロン）50%の場合は、法令上は、産業廃棄物である廃プラスチック類と事業系一般廃棄物である天然繊維の混合物となり、総体として産業廃棄物とすることはできません。

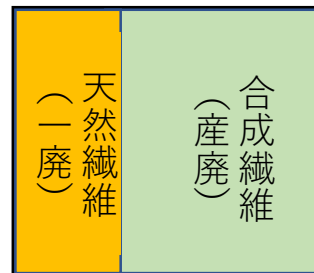
この場合は、産業廃棄物処理業者（知事又は政令市長※の許可）と一般廃棄物処理業者（市町村長の許可）を兼ねる業者に委託する場合を除き、不可分一体のものを分離することが必要になり、処理の実態と合わないこととなりますが、処理の実態に合わせて「総体産業廃棄物」又は「総体一般廃棄物」と判断することは、法令解釈としてはできません。

天然繊維：一廃

合成繊維：産廃

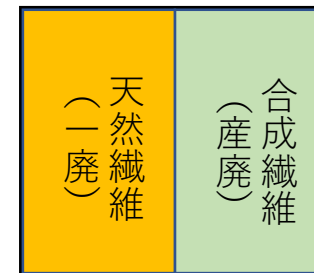


総体一廃



総体産廃

50 : 50

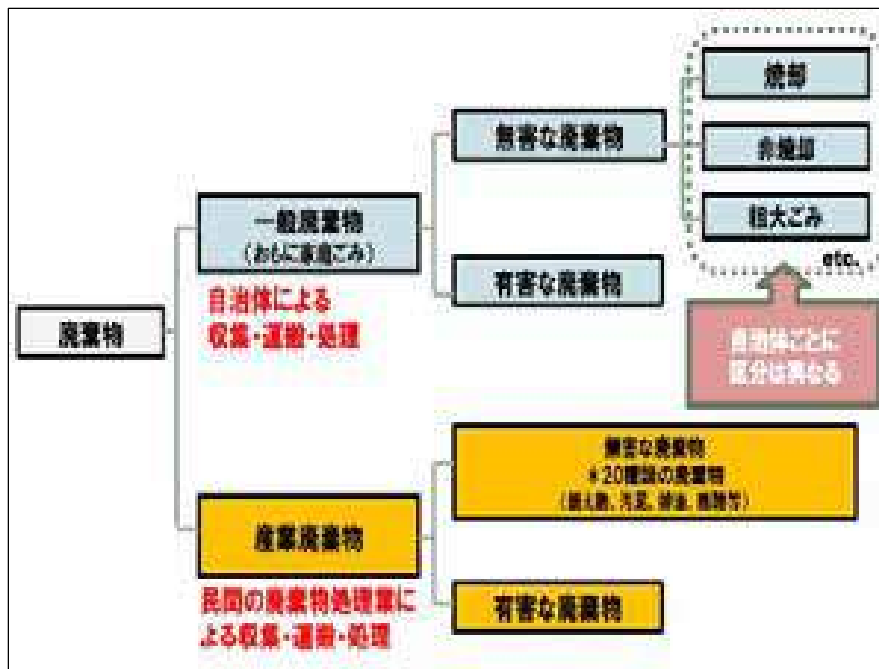


一廃産廃の両許可を持つ事業者しか運べない、処理できない

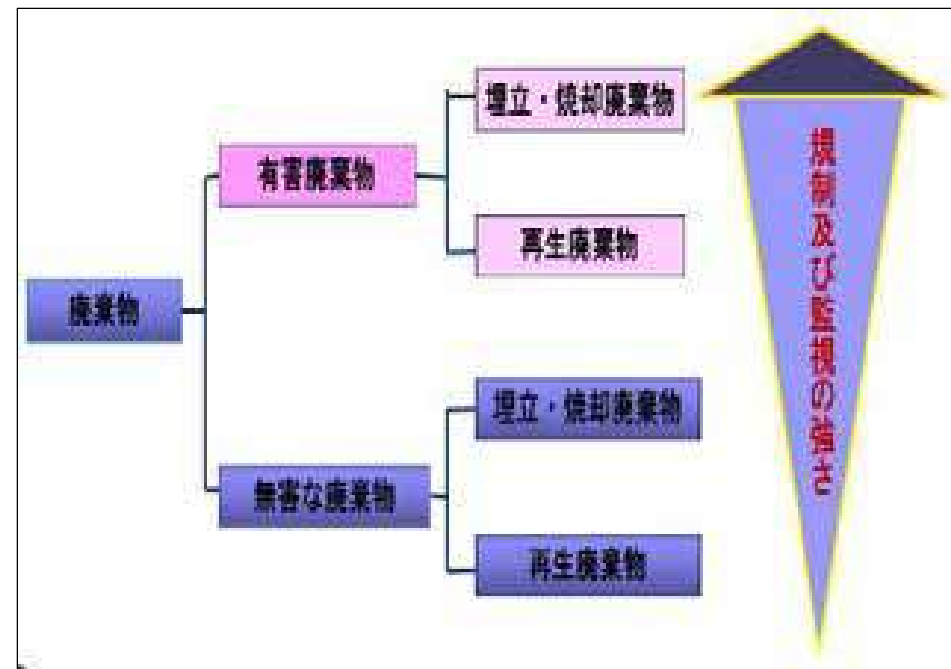
日本と欧州の比較（廃棄物区分の構造）

- 日本の廃掃法では、廃棄物の特性とは関係なく、誰が排出したか等の形式区分で規制内容が決まる。
- 欧州では廃棄物を有害性と利用可能性で分類し、それに応じた規制が課される。

日本



欧州

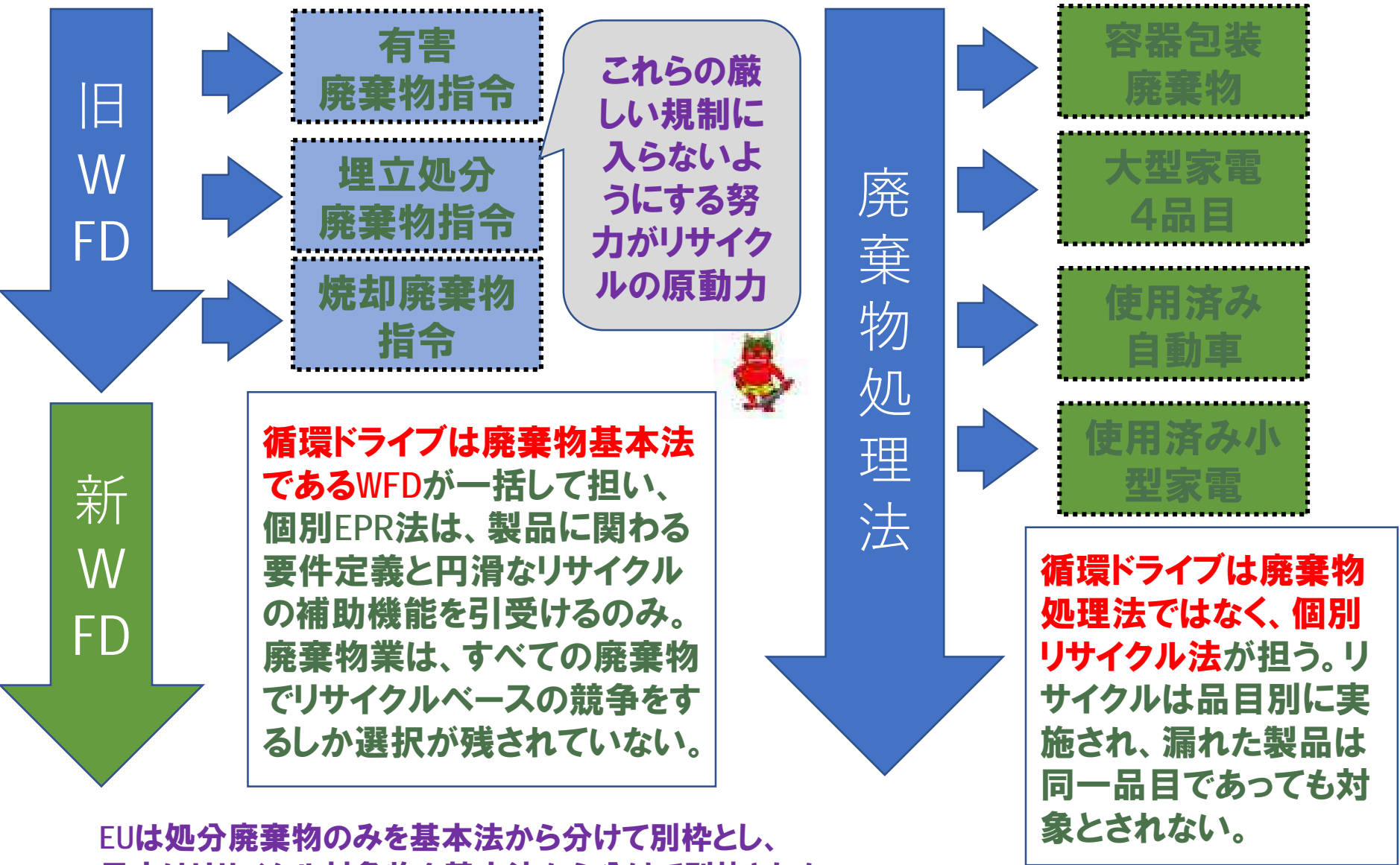


日本と欧州の比較（収集運搬・リサイクル）

比較	日本	欧州
収集範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物：市町村 ・産業廃棄物：都道府県 <p>※<u>それぞれの域内を超えての収集はほぼ不可能</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無害でリサイクル目的：<u>自治体境界に制限されず、自由に移動し広域化・最適化</u> ・有害・焼却埋立目的：<u>移動は厳しく監視</u>

比較	日本	欧州
リサイクル業の許認可	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>廃掃法の許可が必要</u> ・<u>例外的に特例制度はあるが適用条件には多くの制約</u> (再生利用認定制度等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無害でリサイクル目的：<u>運搬・処理は、法に基づく認可は不要</u>（法順守及びマニフェスト管理は必須） ・有害な廃棄物：法制度上の認可等

(参考) 循環政策の経緯に関わる日欧の相違
～リサイクル業主役型EPRと生産者主役型EPR政策のちがい～



EUは処分廃棄物のみを基本法から分けて別枠とし、
日本はリサイクル対象物を基本法から分けて別枠とした。

(参考) 日欧の廃棄物処理に関わる相違



- 廃棄物処理業は公的許可が必須。一般廃棄物ではほとんど新規発行はない。
- 廃棄物処理は**規制行為であり経済活動でない**ため、生産・販売行為（リサイクル）は原則許されない。明確な**経済環境**下がないため、**逆有償＝リサイクル不可**の図となる。

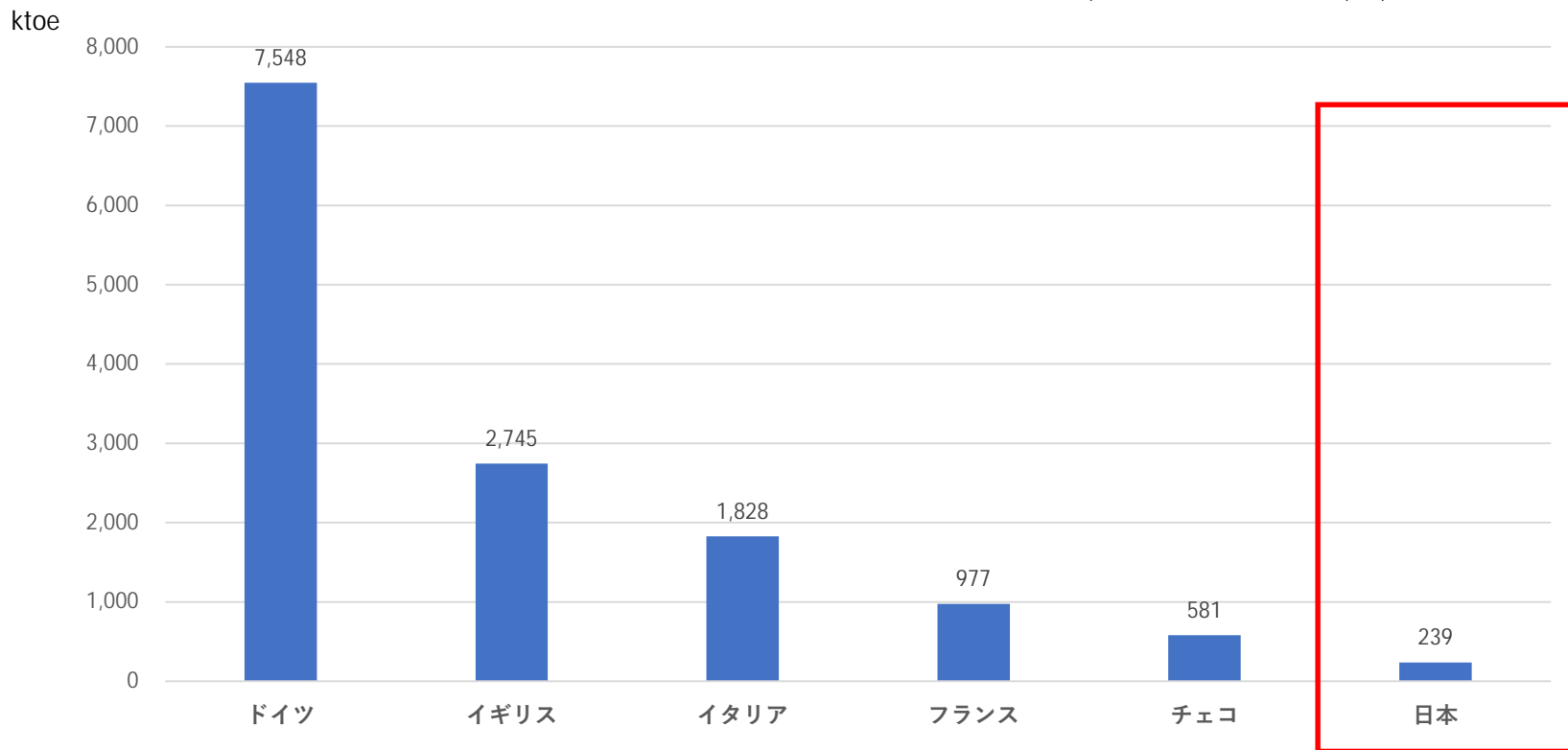


- リサイクルに**公的許可は基本不要**。動静脈企業関係なく参加し、**自由な競争**を繰り広げる。
- **リユース・リサイクル目的であれば**、有償・逆有償関係なく、額は経済原理で決定。**経済環境にあるため、逆有償でも経済・生産活動が許される**。
- 民間認証取得は、**信頼・ブランドの確立等**が目的。**集荷増の期待**ももてる。

バイオガス生産量の国際比較（推計）

欧州ではバイオガスの生産が盛んであり、特にドイツやイギリスに比べ、日本の生産量は圧倒的に少ないと考えられる。

2019年の欧州各国と日本のバイオガス生産量の比較（日本の値は推計）

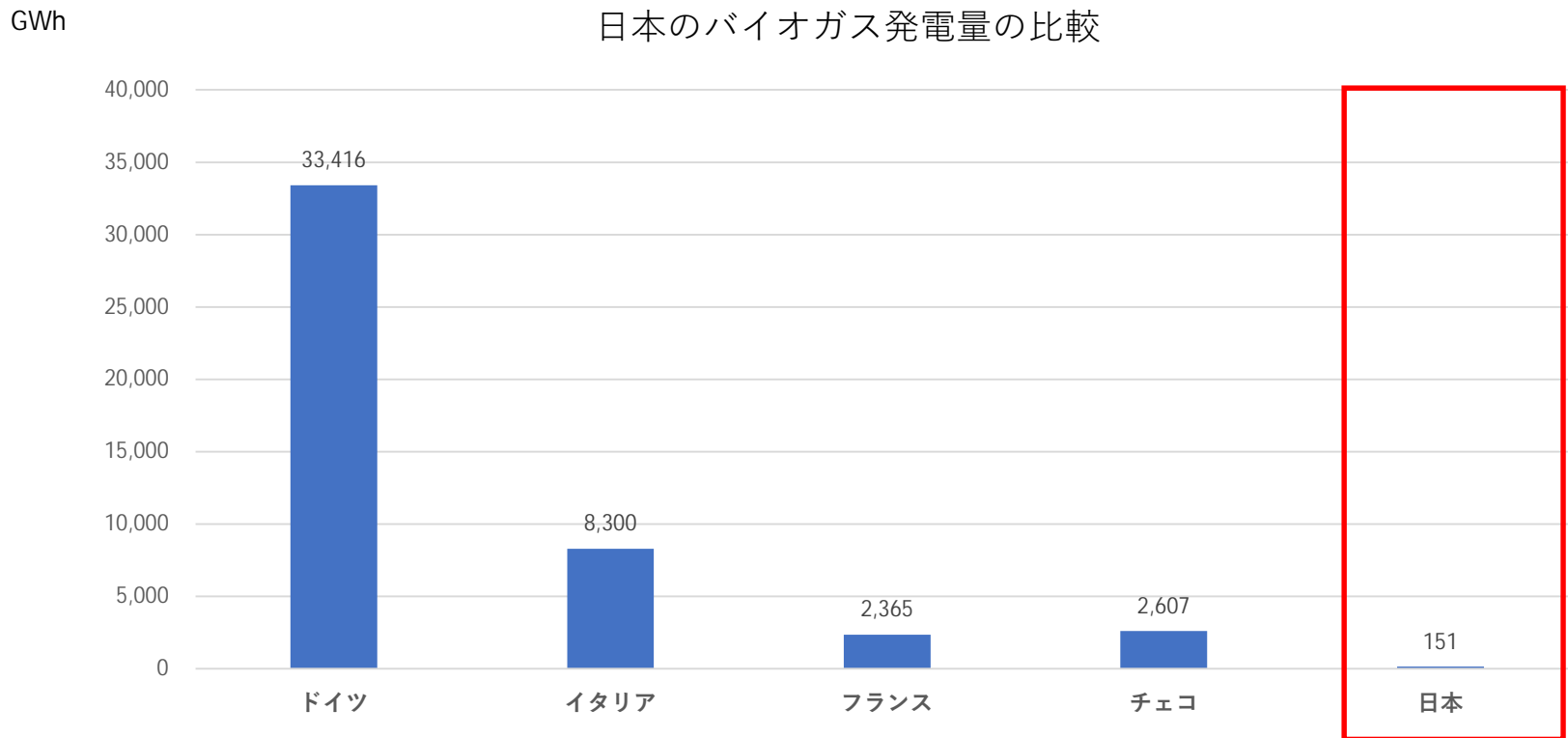


出典) 欧州の数値：EurObserv'ER Biogas barometer 2020<https://www.eurobserv-er.org/pdf/biogas-barometer-2020/>、
日本の数値：総合エネルギー統計https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html#headline2
をもとに構成員において作成

バイオガス発電量の国際比較（試算例）

欧州ではバイオガスを利用した発電が盛んであり、欧州の上位国の発電量と比較し、日本の発電量は圧倒的に少ない状況である。

2018年の欧州各国と
日本のバイオガス発電量の比較

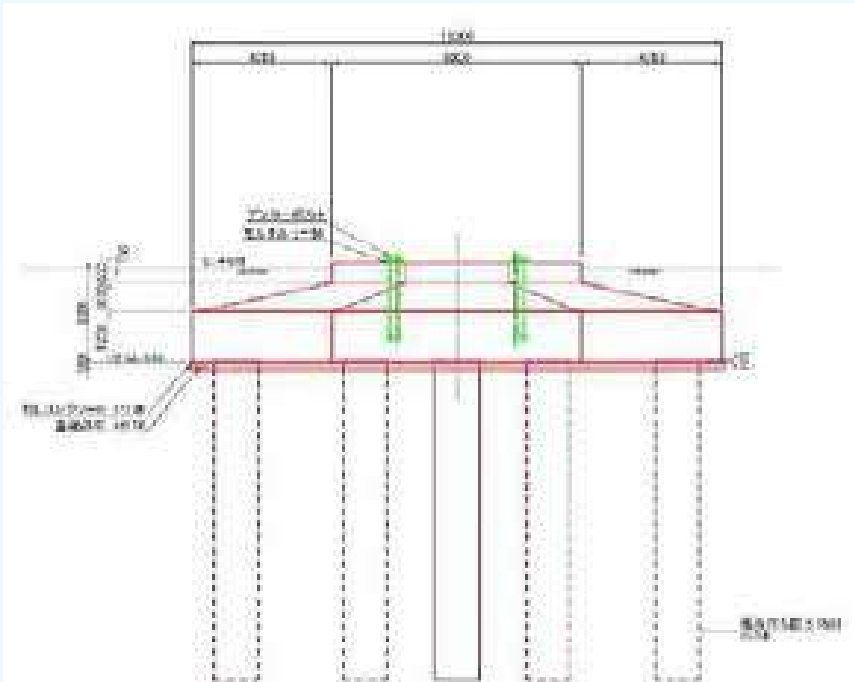


既存地下工作物関連 (陸上風力の基礎杭)

陸上風力発電設備撤去時の基礎杭の取扱い

- 風力発電設備の基礎部分には、地盤に応じて、直接基礎、杭基礎（主に、コンクリート杭）が用いられる。
- 風力発電設備を含む建築物一般の既存地下工作物の取扱いは以下のとおり。
 - 撤去（埋め戻しには流動化処理土（土に水やセメントを混ぜたもの）などを用いるため、元通りの地盤に戻るわけではなく、周辺も含めた地盤への悪影響に注意が必要）
 - 再利用、工事での仮設利用
 - 存置（撤去において懸念される周辺地盤の沈下などの悪影響を避けるため）

→ 風力発電設備の基礎



↓地盤への悪影響の例（道路のクラック）

